

新発田市大量出力帳票印字封入封緘業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」が令和3年9月1日に施行されたことにより、住民記録等の20業務システムを国が策定する「標準準拠システム」に令和7年度末までに移行することが求められ、今後全自治体が「標準準拠システム」を使用していくこととされております。

当市では、現在、標準対象業務について、市庁舎に設置された封入封緘機を使って当市職員が作業していますが、「標準準拠システム」切替後はアウトソーシングすることとしており、総合的観点から最も優れた提案者を選定することを目的として当公募型プロポーザル（以後、「当プロポーザル」という）を実施します。

2 業務概要

(1) 業務名

新発田市大量出力帳票印字封入封緘業務委託

(2) 業務内容

市税や国民健康保険税、介護保険、後期高齢者医療保険料等に関する各業務に係る納入通知書等の作成・印字・封入封緘等の加工を委託するものです。

(3) 業務期間及び契約方法

封入封緘に係る業務期間は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までとし、その業務に必要となる契約を締結するが、年度によって仕様等に変更の可能性があることから、覚書や基本契約等を取り交わした後、各業務の仕様等について市と協議の上、毎年度随意契約の方法により契約を締結するものとします。

(4) 業務場所

受託事業者作業場所

(5) 予算

令和7年度については、16,236千円を上限額とします。

令和8～10年度については、国の標準仕様を取り巻く環境や条件、業務内容等が変動することが予想されることから上限額は提示しません。（毎年度協議を行い、契約額を決定することとします。当プロポーザルでの見積書提示額での契約締結を保障するものではありません。）

3 参加資格

次のアからキまでの全ての要件を満たすものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

いこと。

イ 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成19年新発田市告示第90号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、新発田市の資格審査を経て有資格業者と認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可決定が確定された者を除く。

オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 法人税又は所得税及び消費税、地方消費税並びに新発田市の市税を滞納していないこと。

キ 人口10万人程度または10万人以上の地方公共団体において、類似業務の受注実績を有すること。

4 スケジュール

構成員	備 考
公募要領市HP掲載	令和7年4月 1日（火）
参加表明書受付期間	令和7年4月 1日（火）から4月18日（金）
質問受付期間	令和7年4月 1日（火）から4月24日（木）
質問に対する回答	令和7年5月 1日（木）
提案書受付期間	令和7年5月 2日（金）から5月13日（火）
プレゼンテーション、選定委員会 会の開催	令和7年5月20日（火）（予定）
審査結果の通知	令和7年5月23日（金）
契約締結	令和7年5月下旬以降

5 参加意向の表明及び仕様書の提供について

当プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、受理された事業者に対し、電子メール等により仕様書を提供します。また、帳票のサンプルを速やかに提供しますので、授受の日時について、別途指示いたします。なお、帳票サンプルは現時点のも

のであり、変更となる場合があります。

提出期間	令和7年4月1日（火）から4月18日（金）17時00分（必着）
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書 1部（様式1号-1） ・誓約書 1部（様式1号-2） ・表1「参加資格に関する提出書類」に掲げる書類。
提出方法	<p>持参又は郵送</p> <p>※郵送の場合は、配達確認ができるもので、提出期限までの必着とします。</p> <p>※持参の場合は、祝祭日を除く月曜から金曜日の9時から17時までとします。</p>
問合せ・提出先	<p>〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号</p> <p>新発田市情報政策課情報システム係 電話：0254-28-9620（直通）</p> <p>電子メールアドレス：joho@city.shibata.lg.jp</p>

表1：参加資格に関する提出書類

提出書類	内容	提出部数	様式種別
登記簿	法人の登記簿謄本（全部事項証明書）	各3部	所定様式
定款等	最新の定款、寄附行為等		任意様式
法人概要書	法人概要書（様式2号）		様式2号
貸借対照表及び損益計算書	直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書		任意様式
納税証明書	<p>ア 法人税及び消費税、地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3）</p> <p>イ 市税の未納がない証明書</p>		所定様式
契約書等の写し	<p>他の地方公共団体において業務実績を有することを証する書面</p> <p>（契約期間、具体的な業務内容、契約金額が明記されていること。また、不要な部分は塗りつぶし可）</p>		任意様式

6 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答は、次のとおりです。

受付期間	令和7年4月1日（火）から4月24日（木）17時00分（必着）
提出書類	質問書（様式3号）
提出方法	<p>電子メールで提出してください。</p> <p>担当：新発田市情報政策課情報システム係</p> <p>提出先：joho@city.shibata.lg.jp</p>

	<p>※電子メール送信の際の件名は次のとおりとしてください。 送信件名：【会社名】新発田市帳票印字封入封緘プロポ質問書</p> <p>※質問書を送信した際は必ず電話で担当に連絡をしてください。 担当：新発田市情報政策課情報システム係 電話：0254-28-9620（直通）（祝祭日を除く月曜から金曜日の9時から17時までに電話してください。）</p>
回答方法	令和7年5月1日（木）12時00分までに市ホームページに回答を掲載します。

7 企画提案書の提出

企画提案書は以下のとおり作成し、提出してください。

提出期間	令和7年5月2日（金）から5月13日（火）17時00分
提出書類	表2「企画提案に関する提出書類」に掲げる書類
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達確認ができるもので、提出期限までの必着とします。 ※持参の場合は、祝祭日を除く月曜から金曜日の9時から17時までとします。
問合せ・提出先	〒957-8686 新発田市中心3丁目3番3号 新発田市情報政策課情報システム係 電話：0254-28-9620（直通）
備考	1 企画提案書の提出は、1応募者につき1件とします。 2 上記のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることがあります。

表2：企画提案に関する提出書類

提出書類	内容	提出部数	様式種別
企画提案書	企画提案書は書類のほか、電子データ（PDF形式）も提出してください。 ※電子メールアドレス：joho@city.shibata.lg.jp 送信件名：【会社名】新発田市帳票印字封入封緘プロポ企画提案書	各7部	任意様式
見積書	・令和7～10年度の各年度の見積書 ・令和7～10年度の見積額の一覧 なお、各年度の見積書は、履行に係る積算の根拠が分かるよう記載してください。また、見積書は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。		

8 選定方法

新発田市大量出力帳票印字封入封緘業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委

員会」という。)において、提出された企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施の上、評価基準により評価し、最も評価の高い順に2者を契約候補者及び次順位候補者として選定します。

なお、本プロポーザルでは、企画提案内容の評価が一定の基準点数に達しないときは、当該企画提案を不採択とする最低採択基準点を設定します。最低採択基準点は、本評価基準の満点(200点)中の120点とし、採択される企画提案がなかった場合は、再度プロポーザルを実施します。

(1) 1次審査(書類審査)

開催日	令和7年5月14日(水)
審査内容	応募者から提出された企画提案書の書類審査
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査結果は、応募者全員に書面で通知します。 2 書類審査は応募者が5者以上の場合に実施し、2次審査の進出者は4者以内とします。その場合、令和7年度～令和10年度の見積額の総額の安価な順により2次審査の進出者を決定します。 3 2次審査進出者が辞退を申し出た場合又は「11 その他留意事項」に該当し欠員が生じた場合の補充については、選定委員会で協議し決定します。 4 審査結果に対する異議申立ては一切受け付けません。

(2) 2次審査(プレゼンテーション審査)

開催日	令和7年5月20日(火) ※ 開催時間等の詳細は、2次審査進出者に別途連絡します。
開催場所	新発田市役所本庁舎 会議室601
審査内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 応募者による企画提案書のプレゼンテーション審査 2 選定委員による企画提案に対するヒアリング
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 出席者は、責任者を含め3名以内としてください。なお、欠席した場合は応募を取りやめたものとみなします。 2 開催当日に新しく資料等を提出することはできません。提出済みの企画提案書に基づき説明してください。 3 スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルについては、本市が用意しますが、パソコン等については提案者が用意してください。 4 プレゼンテーションの順は提案書提出順とします。 5 審査結果に対する異議申立ては一切受け付けません。

(3) 評価基準表

評価内容、配点等は、以下表のとおりとします。

審査項目	評価内容	評価点	加重点	配点
基本事項	本調達目的や意図が理解され、具体的な業務提案ができていますか。	5	9	45
	個人情報の保護に対する措置が具体的に示されているか。(作業場への入退出管理方法や、封緘後の税額通知書等配送時の管理体制など)			
	個人情報の保護に係る社内のコンプライアンスが確立され、安心して委託することができると判断できるか。			
	自然災害等の不測の事態等が発生した場合、業務への影響を最小限に抑えられる対応が提案されているか。			
	円滑な業務履行のための組織・人員体制となっているか。			
	本市との連絡調整を迅速に行える事務的機能を有しているか。			
計画	成果物の納品に至るまでのプロセスが明確か。	5	5	25
	具体的なスケジュールが想定されているか。			
	その他、確実な計画遂行に向けた取組内容について提案されているか。			
実施体制	各作業工程において誤りが生じないように、具体的なテスト方法が提案されているか。	5	8	40
	封入封緘作業における名寄せ処理について、誤りが少ない現実的な提案がされているか。			
	一連の作業を実施するに当たり、確実に業務をこなせる体制が組まれているか。			
	誤った処理が生じぬよう、あて先をカメラで読み取る、重さを量るなど、信頼のおけるチェック方法等が提案されているか。			
	その他、確実な事業実施に対する体制・環境に係る提案がされているか。			
他市等実績	他の地方自治体等において類似業務の実績があり、その経験等が活かされた提案がされているか。	5	2	10
社会課題解決への取り組み	本市に根ざした企業活動を行っているか。	5	3	15
	ISO14001 又は KES の認証を受けており、地球環境に配慮した企業活動を行っているか。			
価格	価格点 = 最低見積価格 ÷ 当該見積価格 × 評価・加重点	65		65
total				200

(4) 評価方法

評価は、見積書の区分毎に行います。評価項目の審査に当たっては、5段階で評価し、各項目の「評価点」として付与します。各項目の配点は、項目ごとの「評価点」に「加重点」を乗じて算出するものとします。

- 5点：提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素が多岐に及び極めて優れている場合
- 4点：提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素がある場合
- 3点：提案内容が要件を満たしており、現実的な評価に値する要素がある場合
- 2点：提案内容が要件を満たしているが、それ以上の加点要素がない場合
- 1点：提案内容が要件を満たしていない又は評価点を付与するのに値しない場合

(5) 集計方法

応募者が1者の場合においては、最低採択基準点（120点）を上回り、選定委員会での協議により、契約目的に適う提案を行ったと判断した場合は、受託候補者として選定します。

最終的な各項目の点数は、各委員が採点した項目ごとの合計点数を委員の数で除した点数（平均点）とします（合計200点満点）。なお、極端な偏りをもって採点されていたことが判明した場合は、すべての委員と協議し、各項目の最高と最低の点数を不採用とする可能性があるものとします。

(6) 選定結果

選定委員会の審査結果を踏まえ、全ての応募者に選定結果を電子メールで通知するとともに、市ホームページにおいても公表します。（予定日時：令和7年5月23日（金）12時00分）

なお、選定結果に対する質問や異議には一切応じません。ただし、自己の評価結果に限り、希望する応募者に対し情報提供を行います。

9 契約に関する事項

(1) 受託事業者の決定

新発田市と契約候補者とは、業務実施に向けた協議（事前協議）を行い、必要な事項の確認及び調整を行います。契約候補者との協議が不調に終わったときは、次順位候補者を新たな契約候補者とし、同様の協議を行います。いずれの場合においても事前協議が整ったときは、その契約候補者と業務委託契約を締結し、受託事業者（受注者）として決定します。

(2) 責任及びリスク分担

受託事業者は、実施する業務について責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として受託事業者が負うものとします。

(3) 印紙税の取扱い

契約締結に伴い受託事業者には印紙税が課税されます(印紙税額については、税務署に確認してください。)。ただし、電子契約システムにより契約を締結する場合は、印紙税が不要となります。

(4) 業務の詳細に係る協議

受託事業者は、企画提案書に従い誠意を持って業務を履行するものとしますが、業務の詳細は事前協議により決定することとしているため、提案内容の見直しが必要となる場合があります。これら見直しに伴い発生する費用は両者協議の上、決定します。

1 0 委託業務開始前における準備体制・実施事項

受託事業者は、市と連絡を密にし、円滑な委託業務開始に向けて必要な準備を行うものとします。

1 1 その他留意事項

(1) 暴力団の排除

ア 契約の締結

契約候補者選定から本件契約締結の日までの期間において、契約候補者が「3 イ」に該当すると判明した場合は、契約を締結しないものとします。

イ 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずる場合があります。

(2) 使用する言語及び通貨

本プロポーザル及び契約締結に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 接触の禁止

募集期間中は、本要項に定められた場合を除き、選定委員、所管部署(問合せ・提出先に同じ。)その他本件関係者に対して、本プロポーザルに関する情報収集等を目的として接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(4) 応募の取下げ

応募書類を提出後、応募者の都合により応募を辞退することとなった場合には、応募辞退届(様式4号)を「1 2 問合せ先」に提出してください。その場合、当該辞退に

より新発田市に損害が発生した場合は、応募者が賠償するものとします。

(5) 提案内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を、契約候補者選定前に変更することはできません。

(6) 応募及び選定結果の取消し

応募資格を失った場合又は有しないことが判明した場合及び応募書類の記載に虚偽や不備があった場合は、その応募又は選定結果を取り消すこととします。

(7) 応募書類の取扱い

新発田市に提出された応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、応募書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。

(8) 応募書類の情報公開

本プロポーザルに係る応募書類は、新発田市情報公開条例（平成14年新発田市条例第34号。以下「情報公開条例」という。）に基づく開示請求の対象となります。開示請求がなされた場合は、個人に関する情報、企画提案書・見積書等、公にすることにより提案事業者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、契約に係る事務に関し新発田市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報、施設の安全維持に支障となる事項等を除き、情報公開対象となります。なお、開示決定等に当たっては、あらかじめ提案事業者の意見を聴き、情報公開条例の規定に基づき決定することとします。

(9) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。また、応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

(10) 保険

本施設に関する火災保険及び施設賠償責任保険については、新発田市名義で加入します。したがって、本施設に係る保険料については見積金額に含める必要はありません。受託事業者は、その分担するリスクに応じて、適切な保険に加入してください。

(11) その他

本プロポーザルのために公募資料以外の資料を新発田市から提供することはありません。応募者は、新発田市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。新発田市が提供する資料は、本プロポーザルに関わる目的以外に使用することを禁じます。また、目的の範囲内であっても、新発田市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。ただし、以下の情報については、この限りではありません。

- ・当該情報を知り得た時点で、既に応募者が保有していたことを証明できる情報
- ・当該情報を知り得た時点以降に、応募者による本要領の違反なしに公知となった情

報

- ・当該情報を知り得た時点で、公知であった情報
- ・開示する権利を正当に有する第三者から開示を受け、入手した情報

1 2 問い合わせ先

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3 新発田市役所6階 情報政策課

担当：西奈美、土田

電話：0254-28-9620（内線1623）

電子メールアドレス：joho@city.shibata.lg.jp

(様式1号-1)

プロポーザル参加表明書

「新発田市大量出力帳票印字封入封緘業務委託 公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加の希望を表明します。

年 月 日

(宛先) 新発田市長

(申請者) 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(事務担当責任者)
所 属
職 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

(様式1号-2)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 新発田市長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

新発田市大量出力帳票印字封入封緘業務委託 の公募型プロポーザルの参加に当たり、次の事項に相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 新発田市暴力団排除条例(平成24年新発田市条例第2号)第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成19年新発田市告示第90号)の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていない者(手続開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、新発田市市の資格審査を経て有資格業者と認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可決定が確定された者を除く。)であること。
- 5 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(様式2号)

法人概要書

法人名称				
所在地				
代表者				
設立年月日				
営業種目				
資本金等	百万円			
従業員数	人			
登録資格	名称		番号	
資格保有者数	名称	人数	名称	人数
		人		人
経営状況	年 月期	年 月期	年 月期	
	売上高	百万円	百万円	百万円
経常損益	百万円	百万円	百万円	
当期損益	百万円	百万円	百万円	
現預金残高	百万円	百万円	百万円	
総資産	百万円	百万円	百万円	
自己資本	百万円	百万円	百万円	
総キャッシュフロー	百万円	百万円	百万円	
新発田市 入札参加 資格登録	名称	有無	名称	有無
本件業務を担当 する営業拠点	住所： 名称： 担当者： TEL： FAX：			

※ 共同企業体の場合は、全構成員分を作成してください。

(様式3号)

質 問 書

年 月 日

(宛先) 新発田市長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

新発田市大量出力帳票印字封入封緘業務委託の公募型プロポーザルについて、下記の項目を質問します。

記

質問対象 資料等	質問対象項目等	質問内容

※必要に応じ、ページ数を増やしてください。

(様式4号)

年 月 日

(宛先) 新発田市長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

応募辞退届

新発田市大量出力帳票印字封入封緘業務委託の公募型プロポーザルについて、 年
月 日付で応募書類一式を提出しましたが、下記の理由により取り下げます。

記

〈応募辞退の理由〉